様式二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

年　月　日

殿

届出者　住所

氏名　印

都市再生特別措置法第108条第２項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1　当初の届出年月日　年　月　日
2　変更の内容
3　変更部分に係る行為の着手予定日　年　月　日
4　変更部分に係る行為の完了予定日　年　月　日

注１　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3　変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

別記様式第六を別記様式第七とし、別記様式第五の次に次の一様式を加える。

様式第六（第十八条の二第二号関係）

公共利便施設の整備又は管理に関する計画書

1　整備又は管理の名称
2　整備又は管理の目的
3　整備又は管理を行う区域
⑴　位置
⑵　面積　㎡
4　整備又は管理の概要
5　工事着手の時期及び整備又は管理の施行期間

［整備又は管理の着手の予定年月日］	年　月　日
［整備又は管理の完了の予定年月日］	年　月　日

（建築基準法施行規則の一部改正）

第十一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項の表一の(三十三)の項中

二面以上の断面図	建築物の各部分の高さ
	土地の高低

を

二面以上の断面図	土地の高低

に改め、同表(三十九)の項の次に次の一項を加える。

(三十九の二)	物定法が適用される建築規制法第六十条の三の規定第一項の第二号の規定が適用しない建築物の内項法第六十条の三第一項ただし書の確認に必要な図書	付近見取図	敷地の位置	
		配置図	地盤面の異なる区域の境界線	
			特定用途誘導地区の境界線	
		二面以上の断面図	土地の高低	
			当該許可に係る建築物の敷地、建築又は用途の変更に関する事項	

第十条の四第一項中「第六十条の二第一項第三号」の下に「、法第六十条の三第一項ただし書」を加える。

別記第二号様式注意４⑥、別記第四十三号様式注意３⑤及び別記第四十八号様式注意３⑤中「若しくは高層住居誘導地区、」を「、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、」に、「第６号ロ(２)に規定する容積率」を「第７号ロ(２)に規定する容積率」に改める。

別記第四十九号の三様式注意４⑥及び⑧並びに別記第四十九号の七様式注意３⑥及び⑧中「第５号」の下に「及び第６号」を加える。

別記第六十一号様式注意３⑥及び別記第六十一号の二様式注意３⑥中「若しくは高層住居誘導地区、」を「、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、」に、「第６号ロ(２)に規定する容積率」を「第７号ロ(２)に規定する容積率」に改める。

別記第六十四号様式注意２③及び別記第六十四号の二様式注意２③中「及び高層住居誘導地区」を「、高層住居誘導地区及び特定用途誘導地区」に改める。

別記第六十五号様式注意３⑧及び別記第六十五号の二様式注意３⑧中「若しくは高層住居誘導地区、」を「、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、」に、「第６号ロ(２)に規定する容積率」を「第７号ロ(２)に規定する容積率」に改める。

別記第六十七号の三様式注意３⑥中「若しくは高層住居誘導地区、」を「、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第七十九条」を「第百二十四条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第七号中「都市再生事業又は」を「都市再生事業、」に改め、「都市再生整備事業」の下に「又は同法第九十九条の認定誘導事業計画に基づく同法第九十五条第一項に規定する誘導施設等整備事業」を加える。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三注意３⑤中「若しくは高層住居誘導地区、」を「、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、」に、「第６号ロ(２)に規定する容積率」を「第７号ロ(２)に規定する容積率」に改める。

附　則

この省令は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月一日）から施行する。